

企業勃興期における 京都観光資本家の目論見と違算

—料亭・嵐山三軒家株式会社の発起を中心に—

Prospects and Disappointments of Tourism Capitalists
at *Kyoto* in the Late 1890's:

Focusing on Promotion of the *Arashiyama Sangenya* Hotel Company Ltd.

小 川 功

要 旨

古来嵐山は行楽地として有名で、中心地に位置する掛茶屋の雪・月・花の三楼は「三軒家」と呼ばれて親しまれてきた。明治30年京都鉄道が嵯峨駅まで開通すると嵐山への遊覧客が激増、旅館・料亭不足が深刻化した。そこで当時の企業設立ブームを背景に地元洛西地方の名望家が連合して嵐山温泉株式会社を設立する一方、ほぼ同時に商工会議所有力会員を中心に既存の三治楼（松田治右衛門経営）を買収・継承すべく嵐山三軒家株式会社が発起された。創立事務所と伊藤喜商店、中ノ島ホテル、水明館で株式申込用紙等を配付するほか、鴨東銀行、北浜銀行など5行に株金払込取扱を委託した。発起人61名には旅館等の観光業、金融関連が目立つほか、風雅や新奇を好む人物も多数加わった。しかし不況の進行とともに公募は難航、目標の資本金8万円を6万円に減額した上で漸く明治31年1月10日設立登記済となり1月24日開業した。営業組織を四部門に分け、庶務係、計算係、営業係などの係制を敷いて主任を配する一方、来店時に好みに応じて切符を以て商なうドイツ式の食券取扱を初採用した。しかし折柄の明治34年の金融恐慌と西陣不況に見舞われた京都経済界の困難な状況もあり、老舗旅館主でもある沢田文二（沢文）、西村庄五郎（柊家）など執行部の退陣、幹部職員の退職、追加借り入れの末、結局明治37年9月解散を決議し敷地を売却し清算した。近年まで息長く事業継続が可能であった嵐山温泉（嵐峡館）の場合とは異なり、当社の主唱者は「何ぞ甘い口は無いか」と安易に観光企業を発起し、観光や新規企画に理解ある銀行も募集取扱に乗ったという、近年に至るまで一見華やかに見える観光分野にはしばしば起りがちな、明治期の企業勃興期における一種のバブル現象だったものと推測される。

はじめに

嵐山の三軒家という料亭の名前は当時だれもが知っているような、かなり著名な存在の観光施設であった。たとえば明治25年秋に正岡子規と嵐山を訪れた高浜虚子は「三軒家といつて三軒同じやうな茶店がありました、今は三軒家が合併しまして、三友館^{さんゆうかん}とか何とかいってをりますが、元是三軒ありまして、その中の一軒に休みまして、そこで御馳走を弁当に詰めて貰って、前の遊船に乗り…」⁽¹⁾と茶店の由来まで記している。また谷崎潤一郎の小説『細雪』にも「終点の嵐山で降り、中之島を徒歩で横ぎって渡月橋のほとりに出た。毎年春の花見に馴染の深い場所であったが…川に沿うて三軒家の前を西に行き、小督局の墓所を右に見て、あの遊覧船の発着所の前を過ぎ、天龍寺の南門の方へ曲った」⁽²⁾との一節がある。谷崎は嵐山の特定の場所を明示する道順や目印の一つとして渡月橋、天龍寺などとともに三軒家の名を使用している。また「今年もまた渡月橋の袂へ来た。…幸子たちは、去年は大悲閣で、一昨年は橋の袂の三軒家で、弁当の折詰を開いたが、今年は十三詣りで有名な虚空蔵菩薩のある法輪寺の山を選んだ」⁽³⁾とあるように、大悲閣、虚空蔵など数ある嵐山の名所の一つとして阪神間に住む裕福な主人公たちに好んで選択されていた恰好の花見の場所であることが描かれている。

もとより我々は文学に描かれた嵯峨・嵐山を克明に跡づけようとする者ではなく、建長年間に後嵯峨上皇が院御所である亀山殿（跡地に天龍寺建立）を造営するなど古来皇族・貴族の別荘地として歴史に登場し、文学にも描かれるほど著名な観光地⁽⁴⁾を事例として代表的な観光企業のマネジメント活動の全プロセスを、経済学・経営学・歴史学等で形成される学際的な研究領域から順次明らかにしようとする「観光学」の立場に立つ。その中でも筆者の場合は自己の研究領域である経営史、企業者史あるいは金融史の視点から不動産・開発業⁽⁵⁾をも包含する広義の観光マネジメント現象を歴史的に解明してみたいと考え、近年若干の著作を公表している。

こうした筆者の視座からみる時、本稿で主題とする嵐山三軒家株式会社は子規と虚子らが訪れた後の明治30年に成立した株式会社形態の京都の観光専門企業として、前稿⁽⁶⁾で取り上げた大悲閣の麓・嵐山温泉株式会社とともに先駆的な存在であると考えている。嵐山温泉が地元葛野郡の地主・名望家集団等の主導で発起された、いわば地元主導型観光企業であるのに対して、嵐山三軒家の方は京都市内のある資本家集団が東京・大阪をも対象として新聞や郵便という勧誘手段による広汎な株式募集を行ったいわば本格的な公募型観光企業の魁であった。

当初の株式募集資料に発起人として名を連ねた61名という相当数の人物の属性を分析することにより、当時まだ珍しい存在としての初期観光企業の発起を主導して役員に就任し観光マネジメントの一翼を担ったり、あるいは主唱者の呼び掛けに応じ、いち早く賛同するなど観光業に相応の理解があったのは、どのような業種・職域に属する、いかなる投資傾向を有する資本家であるのかをまず明らかにしてみたい。この時期の鉄道会社等大規模株式会社の発起に関しては既に

かなりの研究蓄積⁷⁾があり、いかなる階層の人々が鉄道発起に深く関与したかが次第に明らかになっているが、我々が対象とすべき観光企業については残念ながらまだまだ未知の部分が多いのではないと思われるからである。

また金融史にも関心を持つ筆者としては当該株式募集取扱を引き受けた5行(京都3行、東京1行、大阪1行)のうちの北浜銀行に関しては、その特異な投資銀行的性格のゆえに、かねて関心を寄せてきたという経緯もあり、実は嵐山三軒家の社名も同行取引先として筆者は早くから認識していた。そこで同行とともに嵐山三軒家の株式募集に関わったのはいかなる特徴を有する特異な銀行であるのかも明確にしたいと考える。これらの分析により鉄道会社、銀行といった当時の主力産業との比較において明治中期という企業勃興期における観光企業の相対的な位置付け(おそらく未だ成熟していない発展途上にある産業)をより明確にする第一歩となるのではなかろうか。

1. 嵐山三軒家の沿革と嵐山三軒家株式会社の発起

「嵐山三軒家」という旅館・料亭名には①「古来の遊亭」として「雪、月、花の三楼あり」⁸⁾、三楼の総称としての三軒家、②「雪、花」の内のいずれかを改造、嵐山三軒家株式会社が経営した料亭名としての三軒家(本稿の主題)、③37年9月12日に嵐山三軒家株式会社が解散を決議し敷地を譲渡した後に第三者(たとえば光松糸、西村春三郎ら)が次々に継承して、引き続き正式の料亭名として名乗った三軒家などが重複して存在しており、文献によっては上記の区別があいまいに使用されている例も見られる。野崎左文は大堰川「北岸に三戸の割烹店あり、俗に三軒屋と云ふ」⁹⁾と書いているので、この時期の三軒家(ないし三軒屋)は正式の料亭名ではなく、あくまで俗称であったと考えられる。たとえばその内の一軒「月」を継承した「三友も三軒家時代」(T12.3.28日出¹⁰⁾)が長く、三友楼と改称後も依然として一般に三軒家とも呼ばれていたためでもあろうか、②との混同を憂慮して「三軒家株式会社創立云々ノ儀弊〈三友〉楼ニ於テハ無関係」(M30.6.20日出)との広告を出して注意を喚起した。

野崎左文は「三軒屋…四時遊客を絶たず、殊に春秋二季桜花紅葉の時の如きは雅俗来集して殆んど余室を存せざるに至る」¹¹⁾とその繁盛ぶりを伝え、30年京都鉄道開通直後の花季の「日曜日は満都の士女嵐山に至るもの非常に多く、三軒屋を始め掛茶屋の繁盛は言ふも更なり。遊船の如きも先約のありし為め大抵抵底の姿にて…之が為め此頃京都鉄道乗客は頓に増加し毎列車に乗り切れざる」(M30.4.14日出)ほどの活況を呈した。

日出新聞のコラム「実業短信 風来子」は「嵐山三軒家株式会社設立の計画者あり。当市有名の旅宿、料理屋発起人となる。京都鉄道開通の今日、充分趣向を凝らして設備相成様致度候」(M30.4.16日出)と設立の動向を速報した。30年4月24日には「当会社創立事務所を左記の処に置く。京都市麩屋町通押小路ル尾張町¹²⁾二十九番戸 嵐山三軒家株式会社創立事務所」(M30.4.24

日出)と広告した。以下の日出新聞の発起人会の記事には設立の動機が詳しいので全文を掲げる。

「京都鉄道開通以来嵐山付近の遊客頓に増加せしと雖も、適當の旅館なきより発起計畫せし彼の三軒家株式会社(資本金八万円)にては愈々五十名の発起人を確定せしを以て、一昨日午後三時より河原町共楽館に於て発起人会を開き、中野忠八氏を座長とし、創立委員七名選定のこと、発起人引受株を十株以上とすること、信認金三十円宛を支出すること、定款目論見議定及目的地買収其他に係る件を創立委員に一任すること等を議決し、尚ほ児島定七、柴田弥兵衛、西村庄五郎三氏を詮考委員とし創立委員をば左の七氏に選定せしが、愈々来五日迄に発起申請書を提出する筈なりと云ふ。林長次郎、西村庄五郎、中野忠八、栗原祐熊、児島定七、沢田文二、荒川宗助」(M30.6.3日出)

当社は30年7月2日農商務省大臣から発起認可を得た。7月2日「予て其筋へ出願中なりし嵐山三軒家株式会社は愈々昨(2)日付を以て発起認可を得たるに付き不日一般に株式の募集をなす由」(M30.7.3日出)

「嵐山三軒家株式会社にては愈々主務省より発起認可を得たるに付き昨日午前九時より麩屋町通押小路上ル創立事務所にて創立委員会を開き、旅館建築の件に付協議の末、屋舎の設計好悪は来遊者の多寡に関する事大なれば、此際懸賞して広く意匠を募る事に決議したる由」(M30.7.4日出)

2. 嵐山三軒家会社発起の動機

30年夏に広く配付された募集書類の「嵐山三軒家株式会社設立目的及株式募集」¹⁰³⁾によれば設立目的などは以下の通りである。(〈 〉内は原紙破損部分の補充)

「本公司ハ山紫水明ナル嵐山ノ仙境ニ風致ヲ保有シ内外遊客ノ便利ニ供セン為メ嵐山三軒家株式会社ヲ設立セリ。

従来ノ三軒家(三治楼)建築物ヲ改造シ、旅館料理席貸温泉遊船等ノ業ヲ為ス。其建築ノ如キハ汎ク江湖ノ美術家意匠家ノ懸賞図案ヲ募リ、茶方好数家ノ比評ヲ乞ヒ、嵐山ノ風致ヲ加フルコトヲ期ス。本公司ハ明治三十年七月二日農商務省大臣ノ発起認可ヲ得タリ。本公司ノ資本金ハ八万円、之レヲ四千株ニ分チ一株ノ金額ヲ二十円トシ発起人ニ於テ四分ノ一以上ヲ(引受クルモノ)トス。本公司ハ株主諸君ノ為メ特別席ヲ設置キ随時使用ノ便ニ供シ、及席貸ニハ特別ノ割引ヲ為ス。本公司ハ此際廣ク株式ヲ募集ス。賛成ノ諸君ハ来ル八月十日迄ニ左記ノ銀行ヘ申込アリタシ。但シ一株ニ付証拠金三円トス。株式申込用紙仮定款目論見書等ハ取扱銀行及京都ハ創立事務所、大阪ハ東区平野町二丁目伊藤喜商店及中ノ島ホテル、東京ハ木挽町二丁目水明館ニテ御受取ヲ乞フ。

株式申込取扱所 大阪東区今橋二丁目 北浜銀行、京都大和太和大路四条下ル 鴨東銀行、京都蛸

企業勃興期における京都観光資本家の目論見と違算

薬師烏丸西入 日本産業銀行，京都六角富小路西入 京都農商銀行，東京日本橋小船町三丁目十五番地 三頭銀行」(募集)また当社の「目論見書」は以下の通りである。

「第一 当会社ハ株式組織トス。第二 当会社ハ席貸，料理，旅宿，温泉，遊船等ノ業ヲ営ムヲ以テ目的トス。第三 当会社ハ嵐山三軒家株式会社ト称シ本店ヲ京都府葛野郡嵯峨村宇天龍寺前二百三十二番戸及二百三十三番戸併用ニ設置シ，便宜支店又ハ出張店ヲ設クルモノトス。第四 当会社ノ資本金ハ八万円トシ，之レヲ四千株ニ分チ一株ノ金額二十円トス。第五 当会社ノ資本金使用ノ概算左ノ如シ

一金八万円 資本総額

内訳 金三万三千円地所千百六坪及在来建家共買入代価，金七千円二階建百坪建築費一坪ニ付七十円，金三千元平家百坪建築費一坪ニ付三十円，金三千三百円諸造作畳建具費，金一万七百元営業用器具及室内裝飾費勝手回諸器械費，金千八百円庭園及外回構ヒ費，金千二百円在来ノ家屋修繕費，金二万円流通資本

収支概算

一金四万九百円 収入総額

内訳 金一万二千元四五両月間売上高平均一日二百円，金一万八千元一月七月八月九月十月十一月六ヶ月間売上高平均一日百円，金八千四百円二月三月六月十二月ノ四ヶ月間売上高平均一日七十円，金二千五百円雑収入席料，

一金二万九千八百八十六円 支出総額，内訳 金二万六千八百八十円営業費，金二千四百六円役員支配人報酬手当，番頭以下給料，金六百円修繕費，

差引 金一万千十四円純利益金額

第六 当会社ノ存立時期ハ設立免許ノ日ヨリ滿五十ケ年トス」(募集)

3. 発起人

募集が本格的に開始された明治30年8月ころの発起人61名は〔表-1〕の通りである。

発起人61名の家業・職業の分類で目立つのは募集資料にも属性がわざわざ明記(丸カッコ内)された旅館，ホテルなどの宿泊業関係者で，これに関連する料亭・料理等を加えた観光業者(○印)は総数16名である。藤田幸太郎のように家業の魚商から主力納入先の料理業に進出した兼業者を含む。さらに陶磁器2名，菓子，酒卸小売，七宝焼，人力車，漬物，漆器各1名の8名を加えた24名が京都で観光客との取引が多い観光客依存型産業(=観光業への理解が高く，親和性あるグループ)と考えられる。この分野においては旅館業界で老舗の沢文・柊屋の名声も募集上大いに効果を発揮したことであろう。

次に銀行・貸金・証券・保険・法務等の広義の金融業は総数21名(企業設立等に関する公証人

表-1 嵐山三軒家株式会社発起人と属性

<p>%今井清次郎 [下京区雁金町, 菓子商・亀屋良則], 今井弁次郎 [下京区, 舶来雑貨商], 池田清助 [下京区, 古物貿易商, 京都貿易銀行専務], 伊藤喜十郎 (大阪, 伊藤喜商店は申込用紙配付所) [発明諸品及雑貨商・金庫商, 高野鉄道社長], ○井上萬吉 (也阿弥ホテル) [創業者], ○井上喜太郎 (京都ホテル) [創業者], 石角喜三郎 [下京区, 扇子商, 商議], 今井専次郎 [上京区, 米穀小売], ○岩井音五郎 (東京京橋区, 厚生館), *%&◎林長次郎 [市議], ●○%西村仁兵衛 [●鴨東銀行頭取, 都ホテル], *○◎西村庄五郎 (柵家), ○◎西田清兵衛 (魚清) [下京区錦小路通堺町東入ル中魚屋町の料理仕出シ兼魚鳥商], ×西山弥助, ○西本信良 (東京銀座, 西本旅館) [明治11年開業の和風旅館・格付B], 戸井田平兵衛 [上京区, 干物卸小売・松島屋, 京都昆布合資会社副社長], %×岡崎一直, ◎河瀬勘兵衛 [下京区寺町通松原上ルの段通敷物商・松前屋], ●高見種吉 (園部) [●京都農商銀行監査役, 園部銀行専務], %樺井保親 [下京区, 公証人, 宮津米穀縮緬取引所清算人], %笠原明保 [下京区, 公証人], ○川島孝造 (東京京橋区, 対山館) [勸業債券取締役], %◎谷口平兵衛 [上京区今出川通大宮東入, 菓子製造兼内外食料販売・塩路軒], ○◎谷紀百 (月の家) [下京区新門前大和大路東入袋町の明治12年開業の和風旅館・格付A], ×◎玉村謙吉 (樫原駅=葛野郡川岡村), ●高山甚助 [下京区, ●鴨東銀行常務, 酒卸小売, 京都酒造取締役], %田村善兵衛 [下京区, 呉服太物卸・河内屋], ×竹内嘉作, *%&◎中野忠八 [下京区大和小路五条下ル, 薬物砂糖商・大忠, 五二会京都本部評議員, 京都鉄道発起人300株, 京都府会市部会議長, 京都演劇改良会名誉評議員], 並河靖之 [下京区, 七宝焼製造・並河, 京都貿易銀行監査役], ○中村嘉太郎 (共楽館) [先斗町の魚鳥料理・旅人宿], %内藤友次郎 [下京区, 綿布縞商, 平安紡績225株主], 村尾勘三郎 [上京区, 鹿ノ子商, 帝国火災取締役], ○内田誠次 [下京区三条河原町東入ルの旅館山城家], ○能川登 [代議士, 京都貿易銀行頭取, 也阿弥ホテル監査役], ×日下部大助 (葛野郡), ×*栗原祐熊 [葛野郡嵯峨村, 創立委員, 支配人], 山田文友 [上京区, 医師], %安原文治郎 [上京区, 縮緬商, 帝国火災取締役], %○松居庄七 [下京区, 半襟呉服卸, 京都電灯, 也阿弥ホテル各取締役, 京都鉄道発起人500株主], %松盛徳三郎 [上京区, 米商, 川東貯金銀行取締役四条支店長], 政所浅次郎 [上京区の魚鳥仲買・鮎浅], ○◎藤田幸太郎 (津の利) [錦小路柳馬場東入の魚鳥料理店兼魚卸小売], 藤井藤藏 [人力車・軽便車両製造業], *%◎児島定七 [下京区, 糸組物商・近江屋, 京都撚糸取締役, 京都府会市部会議長], ●%小牧仁兵衛 [上京区, ●鴨東銀行副頭取, 牛乳卸小売, 京都牛乳取締役, 京近曳船社長], 恵坂左兵衛 [下京区, 呉服卸・河内屋・金貸], ●寺村助右衛門 [上京区, 糸物商・堺屋, ●日本産業銀行頭取, 京都鉄道発起人400株主], *%&◎荒川宗助 [下京区六角通室町東入骨屋町, 糸物商・俵屋, 京都電灯取締役], 赤尾彦三郎 [下京区, 漬物卸小売・美濃彦, 京都製瓦取締役], *○◎沢田文二 (沢文), %錦光山宗兵衛 [下京区, 陶磁器製造], 岸田九兵衛 [上京区, 貸金業], ○湊伊兵衛 (東京京橋区, 水明館は申込用紙配付所) [明治21年開業の和風旅館・格付A], 三谷卯三郎 [上京区, 諸金物卸小売・貸金業], 三上幸三郎 [下京区, 漆器卸小売], 白山茂兵衛 [上京区, 砂糖商・白木屋, 銀行員・京都農業銀行監査役], ●%柴田弥兵衛 [下京区, 石炭卸売, 京都市会議長, ●鴨東銀行監査役, 常盤座社長, 了以会評議員], %平井権七 [下京区, 唧筒小売・貸金], 広田善平 [上京区, 米小売・糶屋], 平岡利兵衛 [下京区, 陶磁器商・万珠堂]</p>
--

[資料] 「嵐山三軒家株式会社設立目的及株式募集」明治30年 (一橋大学所蔵)

[凡例] いろは順, ()内の屋号などは原文に記載ある属性。[]内は紳士録ほか (例えば旅館格付は『旅館要録』明治44年, 東京人事興信所) による補充, 住所の特記なきは京都在住者, *印は創立委員, ◎印は役員就任, ○印は観光業者 (補充項目多数), ●印は株式申込取扱銀行役員, %印は京都常盤座演劇創立賛成者 (M30.7.8日出), &印は30年3月時点の京都商業会議所会員, ×印は紳士録ほか不記載。

の樺井, 笠原を含む)と上記に次いで多い。当然に含まれる株式申込取扱銀行役員 (●印) たる6名以外の人物も, 観光業への投資というより, そもそも株式投資そのものへの関心が業種柄さわめて高いグループと考えられる。

既に相当規模の株式投資を実行している人物も相当数確認できる。たとえば京都鉄道発起人と

して荒川宗助、松居庄七各 500 株、寺村助右衛門 400 株、中野忠八 300 株、林長次郎 250 株の 5 名¹⁴⁾、紡績への主要投資家¹⁵⁾として西村仁兵衛、荒川宗助（京都絹糸紡績）、松居庄七（日本紡績 300 株）、内藤友次郎（平安紡績 225 株）の 4 名などである。当社と投資家層が最も重複するのが明治 30 年 6 月 30 日発起認可の京都常盤座演劇¹⁶⁾創立賛成者（%印）の 17 名である。当社と募集時期がほぼ一致し、日出新聞への広告掲載も同一日の同一紙面で、「株券の少しく満株とならざるため創業総会を開くに至らざりし」（M30.12.7 日出³⁾）遅延事情もほぼ共通、取扱銀行も鴨東銀行（他 2 行は第百十一、京都各銀行）が共通した。同一時期に同一銀行が取扱った銘柄であることのほか、演劇と料亭という業種間の親近性から、例えば文人・茶人・数寄者などといった風雅を愛する傾向ある特定投資家の客筋が両社間でかなり一致した可能性もあろう。

しかしプロモーターと目される当社中心メンバー間で、発起とより関連性の強い主導的グループが京都商業会議所会員を経験した 7 名と考えられる。発起人中で中野、林、児島、荒川の 4 名は 24 年 4 月京都商業会議所会員に初当選した同期生で、その後河瀬が 26 年 3 月以降連続当選、柴田が 28 年 3 月当選、石角も 30 年 3 月当選¹⁶⁾するなど、32 年 4 月時点では中野と林が仲良く工業部を分担する常議委員（2 名）になるなど、彼らはお互いに親しく交流していた会議所常連メンバー同志と考えられる。こうした会議所有力会員にとって、嵐山三軒家への投資は仲間内だけのサロン・会員制社交倶楽部へ入会するような一種の連帯意識もあったのかもしれない。彼らの主導のもとに専門知識のある京都一流旅館の柗屋、沢文の両主人を仲間に加えて、当社の発起が始動したのではなかろうか。このあと 34 年 3 月には柗屋の西村も会議所メンバーに当選¹⁷⁾したのも当社発起が契機となったことをうかがわせる。

4. 株式申込取扱銀行

明治 30 年 10 月「設立免許 嵐山三軒家株式会社にては予て其筋へ設立免許申請中の処、去る十六日付を以て免許されたり」（M30.10.20 日出³⁾）

「嵐山三軒家株式会社広告 本公司十月十六日付ヲ以テ農商務大臣ヨリ設立免許相成候。就テハ第一回株金払込ノ義一株ニ付金十円（証拠金併算）宛来ル十一月五日迄ニ左記銀行ノ内へ便宜御払込相成度候。最モ期日後ハ金百円ニ対シ日歩四銭宛可申受候。此段株主諸君ニ広告ス。明治三十年十一月嵐山三軒家株式会社

京都市農商銀行、同市鴨東銀行、同市日本産業銀行、大坂市北浜銀行、東京市三頭銀行

本会社役員左之通就任セリ。専務取締役沢田文二、取締役荒川宗助、西村庄五郎、谷紀百、藤田幸太郎、監査役井上与一郎、林長次郎、中野忠八、児島定七、支配人栗原祐熊」（M30.11.2 日出⁵⁾）

嵐山三軒家の営業目的の席貸、料理、旅店、温泉、遊船のいずれもがいわゆる遊興娯楽関連で

あって、国策的なニュアンスのある殖産興業とはほど遠い分野である。当時の銀行・金融機関は一般的にこの種のサービス業への金融取引には概して消極的¹⁸⁾であったと考えられる。京都財界の主流派と目される京都商工銀行などの名が取扱銀行にない理由も当然にこうした斯業回避の風潮が背景にあったと考えられるが、同社の株式申込を取扱った5行には、他行とは異なる、いかなる特色が認められるであろうか。30年7月8日の株式募集広告では鴨東銀行、京都農商銀行、日本産業銀行の3行が当初の取扱銀行であり、7月13日の広告で三頭銀行が追加され、その後北浜銀行の名前が配布用の印刷物に加えられたものと考えられる。まず5行中の中核と考えられる①鴨東銀行頭取の西村仁兵衛¹⁹⁾は老舗・都ホテルの経営者としても著名な人物であり、元来観光業には関心が高かったと考えられる。そもそも「鴨東」という銀行名の地域自体が鴨川の東岸、祇園界隈の観光業者の職域エリアを示しており、同行が彼らの機関銀行として成立した経緯を推測させる。次に②京都農商銀行²⁰⁾は29年6月設立、払込資本金5万円、33年3月20日に発行された金辺鉄道社債の募集取扱を行ったが、34年5月7日支払停止、重役が私財を担保に資金を調達、34年5月14日営業再開、35年9月13日開催の金辺鉄道債権者会に羽室、西堀が出席した。(35.9.20R)。平安紡績、金辺鉄道等への投融資が固定化した同行は36年7月「行務の整理に充てんかため」(36.8B) 資本金半減を議決、37年10月資本金15万円を10万円に減資後、京都貿易銀行に吸収合併された。

③日本産業銀行は糸物商・寺村助右衛門らにより29年10月²¹⁾、資本金50万円、1万株、額面50円で下京区烏丸西入りに設立された。33年12月末の預金28.5万円、貸付金79.6万円で、預貸率は279.3%と、京都の12銀行中で最も高く²²⁾、「放漫振も此所迄行けば却って愛嬌もの」²³⁾と称されたほどの問題銀行であった。35年11月10日取付に遭遇、交換不能寸前の不祥事を起し、頭取寺村助右衛門辞職、38年2月解散、八田一精らが清算人となった。(40.1.1B)

さらに④株式会社三頭銀行は27年3月8日東京市日本橋区小網町一丁目に資本金8万円で設立されたばかりの新設銀行であった。日本橋小舟町三丁目十五番地に移転、資本金20万円に増資したものの、わずか4年後の31年9月15日には「廃業」(M31.1.1B)、任意解散²⁴⁾した極めて短命な泡沫銀行であった。嵐山三軒家株式の申込取扱は廃業寸前の同行の恐らく数少ない実績の一つであろうが、なぜ東京のかくも零細な銀行が遠隔地の嵐山三軒家株式を取扱ったのかの具体的な事情は未詳である。おそらく東京の発起人である川島孝造、岩井音五郎、西本信良、湊伊兵衛ら旅館業者と同行が何らかの接点を有していたためであろう。

最後に大阪の証券街を意味する地名を冠した⑤北浜銀行も堂島を含めた取引所関係者の機関銀行として30年1月14日設立免許²⁵⁾され、2月15日今橋二丁目で開業したばかりの新設銀行であった。32年9月1日に京都支店を設置しており、この時点では京都に支店はなかった。嵐山三軒家の株金払込取扱は同行としてはごく初期の実施例であった。当時の北浜銀行の京都の為替取組先は京都商工銀行、関西銀行、府下の亀岡銀行の三行であり嵐山三軒家の株金払込行は含まれな

い。したがって嵐山三軒家と北浜銀行とを結ぶ接点として可能性のある人物は京都在住の同行株主等のほか、京都出身の北浜銀行貸付課長の岩井重太郎（北浜銀行 25 株主）あたりであろうか。なお募集取扱銀行、創立事務所とは別に現物商的存在の伊藤喜商店²⁶、中ノ島ホテル、水明館²⁷でも「株式申込用紙仮定款目論見書等…御受取ヲ乞フ」（募集）こととした。

5. 嵐山三軒家の開業後の営業状況

明治 30 年 11 月 29 日敷地 [「京都府葛野郡嵯峨村字天龍寺前二百三十二番戸及二百三十三番戸」（募集）] の一部と考えられる芒ノ馬場長辻七番地の宅地（506 反，所有主松田治右衛門）を沢田文二²⁸の名義で買得した。（土台）30 年 12 月 3 日の『日出新聞』には「謹啓 時下向寒之候先以而華主各位愈々御清栄之段奉遥賀上候。陳者弊楼義此度都合ニ依リ嵐山三軒家株式会社へ譲渡候ニ付乍略儀茲ニ新紙ヲ以而営業中御愛顧ヲ賜リ候諸君へ厚ク御礼申上候 敬白。京都嵯峨嵐山麓三治楼」（M30.12.3 日出）との三治楼側の譲渡広告が出された。松田治右衛門と三治楼とに関する情報は乏しいが、隣接する「三友楼」の楼名が「三〈軒家〉」の中の「〈小林〉友〈次郎〉」²⁹経営に由来するのと同様に、三治楼の楼名を仮に「三軒家」「治右衛門」の頭文字に由来すると解すると、三治楼主と推定される松田治右衛門が 11 月 29 日敷地の所有権を沢田文二に、ほぼ同時に三治楼の建物・造作・営業権一式を嵐山三軒家株式会社へそれぞれ譲渡したものと推測される。さらに 30 年 12 月 6 日「資本減額 嵐山三軒家株式会社にては資本金八万円を六万円に減額の義予て其筋へ出願中の処、昨日京都府を経て認可の指令ありたり」（M30.12.7 日出³⁰）この記事は当社の株式募集が難航し、計画未達に終わったことを示している。同時期に発起された京都常盤座演劇が当時の企業設立ブームの急速な後退により「株券の少しく満株とならざるため創業総会を開くに至らざりし」（M30.12.7 日出³⁰）と報じられたのと同様な事情が推測される。三治楼の買収「地所千百六坪及在来建家共買入代価」（募集）に当初資本金 8 万円の 41.3% に相当する 3.3 万円を投ずる目論見にも支障が生じて値引交渉など遅延が発生した結果、同社が期待していたはずの秋の紅葉シーズンの開業を逸した可能性もあろう。31 年 1 月 3 日『日出新聞』に「謹賀新年 明治三十一年一月一日 京都嵯峨・嵐山三軒家株式会社。追白 弊社近日仮開業仕り、席貸料理旅館温泉遊船等ノ業ヲ相嘗候間倍旧ノ御愛顧ヲ蒙度偏ニ奉希上候」（M31.1.3 日出³¹）との仮開業広告を出した。31 年 1 月 14 日『日出新聞』に「商業登記公告 社名 嵐山三軒家株式会社。営業所 京都府葛野郡嵯峨村字天龍寺二百三十二番戸、二百三十三番戸。会社ノ種類及本店又ハ支店 株式会社本店。会社ノ目的 席貸料理旅館温泉遊船等ノ業ヲ営ム。会社設立免許年月日 明治三十年十月十六日。会社開業年月日 明治三十一年一月十五日。会社存立時期 明治三十年十月十六日ヨリ明治八十年十月十五日マデ満五十ケ年。資本総額 金六万円。株式の総数 三千株。一株の金額 金二十円。払込金額 各株式ニ付金十円。取締役氏名住所。京都市上京区麩屋町通

押小路上ル三十番戸，沢田文二。京都市下京区六角通室町東入骨屋町二十八番戸，荒川宗助。京都市上京区麩屋町通姉小路上ル中山町七番戸，西村庄五郎⁹⁰。京都市下京区錦小路通堺町東入ル中魚屋町三十七番戸，西田清兵衛。京都府紀伊郡深草村字直違橋十丁目九番戸，今邑範道。明治三十一年一月十日登記済「京都府裁判所太秦出張所」（商業登記公告 M31.1.14 日出）が掲載され，登記上 31 年 1 月 15 日開業が確認できる。また 31 年 1 月 14 日「獵犬は端なくも一頭の大なる牝鹿を追出し，鹿は山を出て嵐山倶楽部の横手より三軒家会社の裏路に出でしに，折柄会社の工事をなしつつありし工夫数十名は四方より追回はしければ鹿は遂に大堰川に…」(M31.1.18 日出)との記事により，工夫数十名が三軒家「会社の工事をなしつつある改築等の工事（「在来ノ家屋修繕費」1,200 円，「庭園及外回構ヒ費」1,800 円）の様子も判明する。かくして 31 年 1 月 19 日「嵐山三軒家 同会社は元三治楼より譲受けたる家屋の営繕中なりしが，最早略は竣功せしに付き，来る二十五日頃か遅くも来月一日頃より仮開業をなす見込なりと。尚ほ庭園に植付けたる数十株の梅樹は昨今早や笑を含みたるもあり。且つ後の畑及び竹林を拓き，家屋西側の分を取毀ち庭園とせしに付き，後台よりの眺望は特に能く，何時にても多人数の園遊会を催ふし得べしと云ふ」（M31.1.19 日出）と造園工事の詳細も報じられた。

こうして同社は以下のように 1 月 25 日従前建物の改築による「仮開業」を開始した。「仮開業 広告 当会社本月二十五日仮開業仕候間，何卒当日ヨリ陸続御来遊被成下度，謹テ奉希候 敬白。但シ京都鉄道二条嵯峨間往復切符ニ限り上中下共各二割引。料理，席貸，旅宿，遊船 嵐山三軒家株式会社」（M31.1.24 日出⁹¹）

仮開業時点での京都鉄道との提携による「二割引」の宣伝が目される。さらに 31 年 1 月 27 日（印刷上は 26 日と誤植）の仮開業記事により，料金体系，株主優待など当社の営業の実態が明らかになる。「三軒家会社の仮開業 同会社は一昨日より仮開業を為したるに付き，同日有吉葛野郡長，京阪新聞社員，土地有志者数名を招待し，又株主は再昨日招待し披露の宴を催したり。同会社は未だ新館の建築に着手せざれども，従来の家屋を修繕し器具を新調し，夜具は一切絹夜具として仮りに開業せしものにて，料理，酒，旅宿，遊船の四部に分つ。来客には好みに応じて切符を以て商なひ，席料は一名五銭，旅宿部屋料は一名五十銭と為し，独乙の旅宿，割烹店の風を参酌し，来店には頗る便利なる新式の取扱ひをなし居れり。因に記す仮開業当日は相応に來客ありしと」（M31.1.27 日出⁹²）

31 年では嵐山三軒家株式会社（葛野郡嵯峨村）は設立明治 30 年 10 月，営業の目的「料理旅宿席貸遊船温泉」資本金 6 万円（払込 3 万円），1 株 20 円，当初の役員は専務* 沢田文二，取締役* & 荒川宗助，# 西村庄五郎，西田清兵衛，今邨範道（紀伊郡深草村），監査役井上与一郎，& 林長次郎，* & 中野忠八，# & 児島定七，玉村謙吉，支配人* 栗原祐熊（葛野郡嵯峨村），庶務係・計算係主任西川正一，営業係主任井上毛利之佐であった。（諸 M31, p134）*印は創立委員，#印は詮考委員，&印は 30 年 3 月時点の京都商業会議所会員である。なお 30 年 11 月公告した役員中，

取締役であった谷紀百、藤田幸太郎の名がなく、玉村謙吉が監査役に加わっている。

和風料亭でありながらも「独乙の旅宿、割烹店」を参酌した新方式は恐らく専務沢田文二らの発案で、新しいもの好きの執行役員がかなりの意気込みで開業したことがうかがえる。また営業組織を四部門に分けた上、庶務係、計算係、営業係などの係制を敷き、主任を配するなど、かなりの規模の会社組織で出発したことが判明する。

明治34年版では資本金は6万円から1.5万円減資して4.5万円（払込済）、役員は林長次郎が社長に就任、沢田、西村、西田の3専務体制となり、新たに河瀬勘兵衛、谷口平兵衛が監査役に加わった。（諸M34, p214）35年8月18日付で「取締役荒川宗助、監査役河瀬勘兵衛、監査役谷口平兵衛、右各々満期重任…取締役今邨範道、監査役井上与一郎、右各々満期退任」（M35.8.23官報）との登記を完了したものの、翌月6日付で荒川宗助を新任、今邨範道を「誤記ニ付キ取消ス」（M35.9.15官報）との更正登記を余儀なくされる失態を露呈した。これも事務担当者の単なるミス・士気の低下というよりも、役員改選に連なる株主総会・役員会・上層部の混乱など、より深刻な事態の発生を推測させる。

36年版では社長林長次郎、取締役西田清兵衛、荒川宗助、今邨範道、小松喜平治（葛野郡嵯峨村）、松田良之輔（同村）、監査役谷口平兵衛、玉村謙吉、奥村弁次郎（上京区二条西洞院東入正行寺町）（諸M36, p225）であった。新顔の地元関係者が目立つ反面で、従前の沢田、西村、西田三専務、井上、河瀬が姿を消しており、経営不振などによる執行役員の連袂辞任の可能性を示唆している。非発起人たる新重役（定款上株主たることを要する）松田良之輔は嵯峨村民であり、属性未詳ながら元地主の松田一族だと仮定すると、土地代金の一部が当社株式で支払われた結果の経営参加などの可能性も否定できまい。まさにこの時、35年9月6日付で敷地（7番地）の所有権は売買により沢田文二から本来あるべき嵐山三軒家株式会社（本店嵯峨町字天竜寺）自身の名義に変更（土台）されており、相前後する沢田専務退任との因果関係が考えられる。この直前の9月4日丹治直治郎⁹³から1.4万円を借り入れ同額の抵当権が設定された事実（土登）と併せて考察すると、2万円の減資で固定資本不足に陥った当社に代り、敷地を購入して当社に貸していた主宰者・沢田の退任に伴い、当社が新規に丹治から借入してまで敷地を沢田から買い戻したものと推測される。増資の方法は積立金が皆無であり、「予てより欠損続きにて」（M37.9.8日出）赤字無配を継続中の当社には選択の余地がなかったのであろう。かように会社の功労者であり、現に敷地所有者でもある沢田が漫然と退任するとは考えにくく、「毎半季の総会毎に株主の異論多かりし」（M37.9.8日出）ための引責辞任などをうかがわせる。そこに資本金の2割強もの新たな借入金負担が加われば、これ以降の当社の命運も悲観的に解釈せざるを得ない。当初の返済期限から半年が経過した36年8月28日丹治から遠隔地の白江重知⁹⁴に借り換えた際、当社の登記された債務は14,500円に拡大（土登）しており、この間元本の返済は一向進まなかったこともうかがえる。

後年の日出新聞の嵯峨町特集は「三軒家…の内の一軒・月のみは残って今猶栄えてゐる。それ

は三層楼で眺望絶佳な『三友』である。此の三友も三軒家時代、まだ汽車も電車もない陸の運輸交通の不便な頃には料理專業ではとても生活が出来兼ねたので『嵯峨竹』の仲次問屋をしてゐたさうである」(T12.3.28 日出)との地元筋からの伝聞を記載している。この記事は同じ三軒家の仲間でも隣接の三友楼に関するものだが、当社の閑散期も「料理專業ではとても生活が出来兼ねた」窮状はほぼ同様であったものと推定される。三友楼は地元の小林家による家族経営・家族労働の低コスト体質に加え、地元民としてのネットワーク⁹⁴を活かした竹問屋の副業で閑散期のネックを無事乗り切った。さりとて株式会社形態の同社にはおそらく三友楼のような身軽な芸当はできず、四部門制・係制度実施の一見“大企業”と見まがうような組織を採用したため多数の幹部・従業員を抱える高コスト体質に苦しんだものと想像される。

36年12月31日現在の京都府作成「会社表」に「嵐山三軒家株式会社、営業種別・料理及席貸、所在地名・葛野郡嵯峨村、創業年月・三〇・一〇、資本金四五、〇〇〇、払込済額四五、〇〇〇、積立金…、社債…、支店数…」⁹⁵とあるが、これを最後に当社の名は「会社表」から姿を消す。

37年9月12日の臨時総会で解散を決議し、小松喜平治、林長次郎、二宮秀を清算人に選んだ。(M37.11.1 日出・公告)「資本金は四万五千元にて一万八千余円の欠損」(M37.9.8 日出)「借入金二口にて一万九千元」(M37.12.19 日出)を抱えて維持困難となったためである。

37年12月2日には白江からの借入金が弁済され抵当権が抹消されると同時に、芒ノ馬場町7番地の所有権が太田保太郎⁹⁶名義に変更された。(土台)別荘主の「川崎正蔵氏の周旋にて同市の某弁護士に地所、家屋等一切を二万一千円にて売却し清算事務終了…差引七百円にて之を各株主に割戻せば一株三十一銭余」(M37.12.19 日出)というのが当社の結末である。開業後たった7年での清算、1株20円の投資が僅か約30銭しか回収できなかった観光投資家の違算の原因は十分には判明しないが、次の諸点は確認できる。すなわち①まず京都経済界の当時の一般的な状況は明治34年の金融恐慌以来「経済界の趨勢…久しく不況の域に沈淪…恐慌以来資力乏しきもの破産廃業等を為し、其の数を減じたる」(M35.9.21 日出②)「西陣機業家の困難」が35年ころ地元紙にしばしば報じられ、公売・競売公告も連日紙面に掲載されるほどであった。好況期に西陣の旦那衆などの気前よい散財に多く依存していたはずの当社のような高級料亭は「西陣不況」(M35.9.21 日出②)の悪影響を蒙ったことは想像に難くない。②36年8月27日株式募集を取扱い、支援銀行であったはずの「鴨東銀行ハ株主総会ノ決議ニ因リ…解散」(M36.9.2 官報)した。③36年8月31日付で確認できた最後の社長であった「取締役林長次郎、右辞任…登記」(M36.9.4 官報)、④36年11月24日付で創立委員・初代支配人(諸M31, p134, 諸M32, p155)を勤めた実務者・栗原祐熊(葛野郡嵯峨村)も自己の京都養兔場の商号を正式に登記(M36.11.28 官報)、当社を退職したと推定。

36年11月刊行の『京都鉄道名勝案内』は「三軒屋 嵯峨駅より南西六丁。ともなく悲しい此古墳に一掬の涙を手向けて元の街道へ、ソレを少し上ると三層の料亭は三軒屋。花の真盛り滴る

緑、散りしく紅葉、秋の月、雪の晨のあらし山、清い流れの大堰川、渡月橋から一本松まで、其楼上から手に取るやうに見えます」と紹介し、巻末にも[写真-1]の通り「御旅館 御料理 おてがるべんり 嵐山・三軒家株式会社」⁸⁷⁾との広告を掲載する。当社の広告としては管見の限りでおそらく最後の部類に属するものと考えられる。大正12年の日出新聞の特集記事では「嵐山の三軒家と言へば世間的に随分知られてゐた料理屋であつた…けれども次第に衰微して名物の雪、月、花とあつた三軒家は廃絶した」(T12.3.28 日出)との三軒家廃絶を記載している。



写真-1 嵐山三軒家株式会社の広告（明治36年11月刊行の『京都鉄道名勝案内』巻末）

むすびにかえて

最後に発起人の顕著な性向として資料上判明したものをいくつか例示すると、京都滞在中のドイツ人化学者ワグネルの指導を受け、独自の七宝焼技術を開発した並河靖之はいち早く七代目小川治兵衛に造園を依頼した美的センスの持主でもあった。また錦光山ブランドで陶磁器を輸出、海外視察も多かった錦光山宗兵衛、茶人で別荘を愛好した糸物商・寺村助右衛門ともども、こうした嵐山の名勝や風雅を愛する著名な芸術家・数寄者が多く当社発起人に参集し、また彼らの名声が募集にも役立ったことでもあろう。

次に観光業への強い意欲を感じさせる投機的性向者の例として西村仁兵衛は「かつて市内有名なる諸会社の重役たりしも思ふ所ありて皆之を罷め、今や専らホテル事業を以て自ら任じ他事を顧るに違あらず」⁸⁸⁾と自らホテル王を志向した人物である。能川登は「京都の遊星」と称された「京都の名物男」⁸⁹⁾であったが、死後に破綻した京都貿易銀行は彼の「独舞台にてありし為め、種々複雑なる計算上の誤り」(M43.8.13 保銀)を生じたとされた。また小牧仁兵衛は京都遊覧鉄道発起

人を兼ねるなど観光・遊覧にも関心が高く、伊藤喜十郎も大物相場師小川平助と親しく一時期は株式仲買を開業、大阪巡航、大阪自動車など新規の交通機関の開設にも尽力した。

さらに新奇を好む好奇心旺盛な人物として、たとえば敷物緞通商の河瀬勘兵衛は「本年最も目新しき昨冬の約定品輸入仕候」「高尚と優美と為めの宜しきを兼たる新品今や着して弊店にあり。裁縫は米国紐育パトリック会社発行毎月到着の裁縫新図により流行斬新の好形を撰み…」(M30.10.1日出⑤)との当時として斬新な広告を出すなど、舶来雑貨商の今井弁次郎ともども業種柄流行や新奇を好むタイプと見られる。貸金業の平井権七は常盤座取締役、京都演劇改良会名誉評議員を兼ね、太物商・田村善兵衛も大日本音楽隊取締役を兼ねるなど河瀬らと同様の傾向が認められる。

主唱者の一人である林長次郎は「市議員月旦」で「海千、山千の古狸なり。転んでも只では起きぬ男なり。林長が一言何か言ったと云へば裏面の魂胆は何んで有ろうと直に人をして連想せしむる程、悪名を売った議員なり。自分も又之を以て自から任じ、遭ふ人毎に何ぞ甘い口は無いかと云って居る」(M43.4.13日出)との辛口の評価を受けている。主唱者仲間の荒川宗助も京都電灯株式を松居庄七らと連合して買い進み、相場で巨利を得て「思ひ切った度胸のある人」⁴⁰⁾との評がある。こうした度胸あるプロモーター達の当社発起の動機も目新しい観光業で巨利を得てやろうと口癖の「何ぞ甘い口は無いか」の類であったかもしれない。

株式募集を取り扱った銀行も実は甘い口を求めている主唱者と同じ穴の貉であった可能性があるだろう。確かに銀行には短期的には手数料や預金の滞留などの募集メリットが見込めるが、当時の慣行として取扱銀行には応募者に対して当該銘柄を担保とする株式担保金融の優先的取扱がなかば義務化されていた場合が多いと考えられる。安易に泡沫会社の株式募集に関わった脇の甘い銀行は担保株式の値下がり・無価値化を通して結局多大のダメージを被る。上述の通り当社株式の取扱銀行の多くがその後破綻したことを考えれば、銀行側も概して観光業の先行きに甘い幻想を抱いていた可能性を示唆している。

最後に観光のプロのはずの京都一流旅館の柵屋、沢文の両主人らの思惑ははたしてどのようなものであったかがなお課題として残されている。全く史料を欠くので単なる想像の域を出ないが、観光地としての嵐山の将来性を高く評価して自店の嵐山支店設置⁴¹⁾の代替案と捉えていた可能性もあろう。その場合京都市内の既存立地に比してリゾート地特有の低稼働リスクを見込み、安定した華主を大量に確保する手段として当社の株式会社制度を理解していたのではなかろうか。株主優遇策が盛んに強調されるのは募集上の便宜である一面、発起人・株主名簿イコール良質顧客候補者名簿と捉えると、これだけ一流の資産家連中を定期的に自社のリピーターとして抱え込むメリットは決して少なくなかったものと考えられる。

注

- (1) 高浜虚子「俳句の五十年」(昭和17年)『作家の自伝6 高浜虚子』平成6年, 日本図書センター, p23
- (2)(3) 谷崎潤一郎「細雪」『谷崎潤一郎全集 第十五巻』中央公論社, 昭和48年, p859, p141。谷崎が描いた小説の舞台は昭和13年前後の阪神間であるので, 昭和10～14年刊行のジャパン・ツーリスト・ビューロー『旅程と費用概算』に掲載された嵐山地区の主要旅館の一つの三軒家(本稿とは別)に該当するものと考えられる。
- (4) 「史跡・名勝嵐山発掘調査現地説明会資料」財団法人京都市埋蔵文化財研究所, 2004年配付。松島は拙稿「日本三景・松島の観光振興と旅館経営者一大宮司雅之輔による観光鉄道への関与を中心として」『跡見学園女子大学マネジメント学部紀要』第9号, 平成22年3月参照。
- (5) 不動産・開発業は拙稿「近江商人系資本家と不動産・観光開発—御影土地を中心として—」『彦根論叢』第375号, 平成20年11月, 「海と山のレポート開発並進と観光資本家の興亡—大正期の別府土地信託, 別府観海寺土地を中心に—」『彦根論叢』第381号, 平成21年11月などを参照。温泉会社については「温泉会社の源泉リスクと観光資本家—遠距離引湯の廃絶例を中心に—」『彦根論叢』第386号, 平成22年12月参照。
- (6) 拙稿「嵯峨・嵐山の観光先駆者—風間八左衛門と小林吉明らによる嵐山温泉・嵯峨遊園両社を中心に—」『跡見学園女子大学マネジメント学部紀要』第10号, 平成22年10月参照。
- (7) たとえば嵐山三軒家の所在する地域を走行する京都鉄道の発起人に関しては老川慶喜『明治期地方鉄道史研究』日本経済評論社, 昭和58年, p25以下を参照。
- (8) 小林吉明『都の乾』花の巻, 29年3月, 出版社山鹿条次郎, p36。明治10年代の「三軒茶屋は以前は藁家にして雅致ありしが, 近來三層楼の美屋と変し」(M18.4.30 東日), その後18年4月25日失火で「名に高き三軒茶屋は滞りなく烏有に帰した」(M18.4.30 東日)。このうち「花の家」は「粹人騒客に持て囃さるる花の家あり」(山本実彦『川崎正蔵』大正7年, p328)と評されていた。
- (9) 野崎左文『漫遊案内』明治30年, 博文館, p199
- (10) 本稿では『京都日出新聞』を単に日出と略したように, 以下の略号を用いて本文中に示した。土台…土地台帳, 土登…土地登記簿, 大朝…大阪朝日新聞, 保銀…保険銀行時報, R…鉄道時報, B…銀行通信録, 諸…『日本全国諸会社役員録』商業興信所, 要…『銀行会社要録』東京興信所, 紳…『日本紳士録』交詢社, 商…鈴木喜八・関伊太郎編『日本全国商工人名録』明治31年, 商資…商業興信所編『大阪京都神戸名古屋商工業者資産録』明治35年, 日韓…『日韓商工人名録』実業興信所, 明治42年
- (11) 野崎左文『日本名勝地誌』明治29年, 博文館, p144
- (12) 尾張町は創立委員である沢田文二〔旅館沢文〕の住所でもある。
- (13) 岡田家文書目録番号(寄贈分4)40-15, 「嵐山三軒家株式会社設立目的及株式募集」「株式申込書」, 嵐山三軒家株式会社創立事務所(一橋大学附属図書館所蔵)(以下本文では募集と略)
- (14) 老川慶喜『明治期地方鉄道史研究』日本経済評論社, 昭和58年, p36

- (15) 山口和雄編『日本産業金融史研究 紡績金融篇』昭和45年, 東京大学出版会, 付
- (16)(17) 『京都商工会議所史』昭和19年, p520, 523, 529, 533
- (18) たとえば明治39年制定の日本生命『不動産抵当貸付金取扱規程』でも「特殊ノ物件ハ不可ナリ, 又茶屋, 料理屋, 劇場ノ如キ無論不可ナリ」として, 茶屋, 料理屋, 劇場などのサービス業は同社が傾注していた不動産抵当貸付金の対象として不適当とする。
- (19) 西村仁兵衛『名士と其事業・覇者録』関西日報社, 大正元年, p70, 『大日本人物誌』大正2年, に p3, 徳永慶太郎『都ホテル100年史』都ホテル, 昭和64年, p10などを参照。
- (20)(22) 『京都銀行五十年史』京都銀行, 平成4年, p50, 56, 47
- (21) 「現在過去諸会社調」『府誌編纂資料商業機関, 金融, 倉庫 商工課』大正三年, 京都府庁文書
- (23) 平井瑗吉『京都金融小史』昭和13年, p53
- (24)(25) 『本邦銀行変遷史』銀行図書館, 平成10年, p315, 188
- (26) 伊藤喜十郎(大阪市東区平野町2-52)は両替商から金庫商に転身し, 発明諸品及雑貨商・伊藤喜商店を経営する傍ら, 高野鉄道, 大阪巡航などの社長となった人物であるが, 15~16年には短期間ながら株式仲買業を営み, 後に「月賦方法により債券販売を営む」(『財界一百人』, p148)日本債券社長, 浪速ビルブローカー取締役(要T9 役上 p14)を兼ねた。おそらく明治30年代にも後年の現物商に近い証券業務を行っていて, 嵐山三軒家のような新設会社株式をも取扱っていたものと推測される。
- (27) 中ノ島ホテルは大阪市北区中之島に明治29年5月20日落成した草野きみ経営の大阪ホテル(旧自由亭ホテル)の俗称か。同ホテルは32年9月大阪倶楽部を買収され, 大阪倶楽部ホテルに改称した。
- (28) 水明館(東京市京橋区木挽町2丁目13)は「開業明治二十一年, 和風二階建客間三十, 宿料二円以上, A, 客上, 館主湊いめ, 電話京橋長一二七 一二八」(『旅館要録』東京人事興信所, 明治44年, p6)
- (29) 沢田文二(上京区麩屋町二条下ル尾張町)は嘉永5年7月生まれ, 旅人宿・沢文経営者, 嵐山三軒家常務, 公債株券類200円(商資, p253), 所得税18.00円, 営業税30.00円(商, ろ, p83), 旅人宿・雑貨(『商工資産信用録』商業興信所, 明治42年, p110), 沢文旅館本店・京都物産陳列所(麩屋町押小路北), 沢文旅館料理支店(伏見町観月橋畔), 所得税25.73円, 営業税48.00円(日韓上, p87)
- (30) 『日本案内 下』開国社, 大正5年, p866
- (31) 西村庄五郎(上京区麩屋町通姉小路上ル中白山町七番戸)は文久元年12月生まれ, 「京阪地方に在ては…僅かに京都の柘屋が他に率先して茶代謝絶を断行した」(苦楽道人「旅宿の改良に就て」M35.9.13日出)と先進性を評価された旅人宿・柘屋の当主。所得税15.134円, 営業税35.792円(商, ろ, p82), 嵐山三軒家常務, 公債株券類913円(商資, p46), 明治34年3月旅宿業として京都商業会議所会員当選(前掲『京都商工会議所史』, p533), 柘屋旅館本店(麩屋町姉小路北)・柘屋旅館別荘(麩屋町), 所得税38.59円, 営業税39.82円(日韓上, p87), 明治43年4月特許自動運輸監査役就任。
- (32) 丹治直治郎は金襴類表具裂地商・布袋屋, 所得税85.185円, 下京区富小路通松原下ル本上神明町8(紳M32, p790), 錦金襴商・兼表装裂地類, 熊谷商店, 所得税58.064円, 営業税55.28円(商, ろ p14)

企業勃興期における京都観光資本家の目論見と違算

- ③③ 白江重知（大阪市北区北野高垣町 2392）は所得税 5.42 円，職業不記載（紳 M32, p1000）
- ③④ 「三友の当主の叔父に当る小林由太郎氏が経営してゐる料亭『千鳥』（T12.3.28 日出⑥）など，小林一族は複数の料亭に関与していた。
- ③⑤ 『京都府統計書明治 36 年版』京都府，明治 37 年，p187。京都府は「登記簿ニ現存シ事実所在不明ノ会社」は「会社表」から除外している。
- ③⑥ 清算人の二宮秀が悪名高い整理屋的人物であり，かつ買手の太田保太郎（神戸市山手通六丁目）が弁護士であることから当社の解散過程には何らかの法的トラブル等を伴っていた可能性もあろう。最終の総会でも「株主中に二万五千円位なれば譲受けんと言ふものあり」（M37.12.19 日出）など異議が続出した。
- ③⑦ 大江理三郎編『京都鉄道名勝案内』明治 36 年 11 月，p34～5，巻末
- ③⑧ 『大日本人物誌』大正 2 年，に p3
- ③⑨④⑩ 『名士と其事業・覇者録』大正元年，p132, 124
- ④① 沢文の嵐山三軒家への積極的な関与は一種の自社支店設置行為とも考えられるが，その後も沢文は支店設置には概して積極的であり，たとえば旧香里「遊園地内に散在せる二十余軒の料理店」（M45.3.5 大毎⑨）を京阪から継承して「沢文・八新・萬亀の 3 者共同経営の料亭」（『鉄路五十年』京阪電気鉄道，昭和 35 年，p95）とすべく計画し，京阪電気鉄道に対して「料理旅館兼温泉経営のための資金ならびに地所借入申込み」（前掲『鉄路五十年』，p95）を行ったほどであった。また柗家も後に東京に柗屋支店を設置した。